

**障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例（素案）
に関するタウンミーティングの概要**

日 時	平成 25 年 1 月 8 日（火）18:30～20:00		
場 所	南部地区公民館	参加者	4 人
条例制定作業部会	萩野部会長、北地委員		
別 府 市	伊藤部長、岩尾課長、水口補佐、猪原主任		

【第 6 条】

質問・意見
第 2 章第 3 節の合理的配慮の規定が努力目標になっている。一般的に、評価するには目標が必要であると思うが、合理的配慮に目標設定はあるのか。ない場合、それを条文化できるのか。
市の回答
逐条解説に書く予定です。

【第 2 3 条】

質問・意見
他の規定と比べると違和感がある。
市の回答
この規定を設けた理由は、保護者が最も不安に感じていることであり、前向きな取組が望まれているからです。

【その他】

質問・意見
南部地区の自治委員が誰も参加していない。重要な条例であるのに、啓発の仕方が悪いのではないか。
市の回答
次回から改善します。

質問・意見

地区の避難場所が浜脇中学校になっているが、避難路が狭く、急坂であるため、障がい者の避難場所としてはふさわしくない。避難場所は、中学ではなく浜脇高層住宅に変更したほうが現実的である。

市の回答

担当課に伝え、協議します。

質問・意見

条例の目的とは啓発である。参加者が少ないのは、啓発の仕方が悪いのではないか。「合理的配慮」の言葉の言い換えなど、関心のない人に関心を持ってもらえるようわかりやすく説明すべきではないか。資料の字が小さく、読みづらい。

市の回答

善処します。

質問・意見

文章の羅列だけではダメである。もっと実践活動を考えるべきである。行政は縦割りとなっており、横のつながりが無い。人権同和教育啓発課と良く連携したほうがよいのではないか。